

12月のごみ収集日について（お知らせ）

12月のごみ収集日程は、下記の通りとなっていますので、ご確認の上、きちんと分別して出してください。

◆12月のごみ収集日予定表（日付は12月の収集日です）

地区名 ごみ区分	越前川平 大	大鷹沢 白川 小下倉	大鷹沢田中	福岡 小原	市街東北本線 東側	鷹美	市街東北本線 西側
ペットボトル (第1曜日)	4日(火)	3日(月)	7日(金)	6日(木)	7日(金)	3日(月)	5日(水)
びん類 (第2・第5曜日)	11日(火)	10日(月)	14日(金)	13日(木)	14日(金)	10日(月)	12日(水)
缶 (第3・第5曜日)	18日(火)	17日(月)	21日(金)	20日(木)	21日(金)	17日(月)	19日(水)
プラスチック (第3曜日)	18日(火)	17日(月)	21日(金)	20日(木)	21日(金)	17日(月)	19日(水)
もやせないごみ (第4曜日)	25日(火)	25日(火) に変更です	28日(金)	27日(木)	28日(金)	25日(火) に変更です	26日(水)
紙類	火 4・11・ 18・25	月 3・10・17	金 7・14・ 21・28	木 6・13・ 20・27	金 7・14・ 21・28	月 3・10・17	水 5・12・ 19・26
もやせるごみ	火・金 4・7・ 11・14・ 18・21・ 25・28	月・木 3・6・10・13・17・20・27	月・水・木 3・5・6・10・12・ 13・17・19・20・ 26・27	火・水・金 4・5・7・11・ 12・14・18・ 19・21・25・ 26・28			

○不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。

○ごみは、必ず当日の午前8時30分までに集積所に出してください（収集車が回収する時刻に合わせての搬出や前夜出しはしないでください）。

○びんは、色により3種類（①透明、②茶色、③その他）に分けて、それぞれ資源の袋（赤）に入れて出してください。

◎祝日に伴う収集日の変更について

大鷹沢・白川・小下倉、鷹巣地区のもやせないごみは25日（火）に収集日に変更になります。お間違えのないようご注意ください。

年末年始の「ごみ・し尿・火葬」の業務について

①もやせるごみ、資源ごみ、もやせないごみの収集について
上記日程表の通りです。もやせるごみ、資源ごみ、もやせないごみは12月28日（金）まで収集し、年始めは1月4日（金）から平常業務で収集します。

☎生活環境課 ☎22-1314

②角田衛生センターへ直接持ち込む場合
（可燃ごみ・可燃性粗大ごみ）

・平常受け付け（8:30～17:00）は12月28日（金）まで
・年末受け付け（8:30～16:30）は12月29日（土）・30日（日）
・12月31日（月）から1月3日（木）まで閉庁し、1月4日（金）から平常業務

☎角田衛生センター ☎0224-63-2140

③角田衛生センターへ死亡した動物を持ち込む場合

・平常受け付け（8:30～16:30）は12月28日（金）まで
・年末受け付け（8:30～16:00）は12月29日（土）・30日（日）
・12月31日（月）から1月3日（木）まで閉庁し、1月4日（金）から平常業務

☎角田衛生センター ☎0224-63-2140

④仙南リサイクルセンターへ直接持ち込む場合
（紙類を除く資源ごみや不燃ごみ、不燃性粗大ごみ）

・平常受け付け（8:30～16:30）は12月28日（金）まで
・年末受け付け（8:30～16:30）は12月29日（土）・30日（日）
・12月31日（月）から1月3日（木）まで閉庁し、1月4日（金）から平常業務

☎仙南リサイクルセンター ☎0224-33-2225

⑤し尿受け入れについて

・平常受け入れ（8:30～16:30）は12月29日（土）まで
・12月30日（日）から1月3日（木）まで閉庁し、1月4日（金）から平常業務

☎白石衛生センター ☎0224-27-2111

⑥火葬について

・平常受け付け（8:30～17:15）は12月31日（月）まで。
・1月1日（祝）・2日（水）は閉庁し、1月3日（木）から平常業務

☎白石衛生センター ☎0224-27-2111

☆飼えない犬・猫の引き取り日のお知らせ

●日時 12月13日（木）11:00～11:30（時間厳守）

●場所 健康センター前

（注意事項）犬を登録している方は、鑑札（小判形）を持参してください（保健所の職員が来るまで待っていただくことがあります）。猫の場合は、必ず麻袋やもみ袋（土のう袋は不可）などの丈夫な袋に入れてください。また、届け出書が必要となりますので印鑑をご持参ください。

☎生活環境課 ☎22-1314

戦没者などの「遺族の皆さまへ」 第8回特別弔慰金の申請はお済みですか？

●支給条件および支給内容

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金を受ける方がいない場合に、第8回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。詳しくはお問い合わせください。

●対象となるご遺族

次の①～⑤の順番によるご遺族お一人です。先の順位の方がいる場合、ほかの方は申請できません。

- ①戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権取得者
- ②戦没者の子
- ③戦没者と生計関係を有しており、戦没者などと氏が同じである父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順
- ④③以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順
- ⑤①～④以外のご遺族で、戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係のあった三親等以内の親族

●申請窓口 福祉事務所（福岡蔵本字茶園62-1、総合福祉センター内）
●請求期限 平成20年3月31日
※期間内に請求がない場合は受給できません。受け付けから国債発行までの期間は約1年です。

☎福祉事務所 ☎22-1400

「ご存じですか？」 児童扶養手当・特別児童扶養手当

■児童扶養手当

●対象者 次のいずれかに該当する、18歳の年度末までの児童や心身に一定の障害を持つ20歳未満の児童を監護している母または養育している方。

- ①父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
- ②父が死亡した児童
- ③父が極めて重度の障害の状態にある児童
- ④父の生死が明らかでない児童
- ⑤父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父が法令により1年以上継続して拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで出生した児童

●手当月額
・児童1人の場合 41,720円
・児童2人の場合 46,720円

■特別児童扶養手当

●対象者 精神や身体に障害のある20歳未満の児童を監護している父や母または養育している方

●手当月額（児童1人当たり）
・重度障害（1級） 50,750円
・中度障害（2級） 33,800円
※各手当は公的年金の受給可否や所得額により支給されない場合があります。詳しくは福祉事務所までお問い合わせください。

☎福祉事務所 ☎22-1400

浄化槽の設置を補助します

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置しようとする方に、設置費用の一定割合を予算の範囲内で補助しています。

- 補助対象となる地域 公共下水道事業認可区域の区域外や農業集落排水事業の事業採択区域外
- 補助対象者 対象地域内において、専用住宅に浄化槽を設置する方。ただし、次の方を除きます。
- ①必要な設置届出書を提出しなかつた方、建築確認を受けずに浄化槽を設置した方。
- ②住宅を借りており、浄化槽設置の承諾を貸借人に得ていない方。
- ③販売または賃貸する目的で、浄化槽付きの住宅を建てる方。

☎生活環境課 ☎22-1314

多重債務者無料相談会を開催します

●日時 12月14日（金）9時30分～16時
●会場 宮城県大河原合同庁舎
●予約専用電話番号 ☎022-261-5188
※相談時間は原則1時間です。他地区でも開催しますので、予約時にお問い合わせください。
●主催 県多重債務問題対策会議
☎宮城県環境生活部生活・文化課 ☎022-221-2523

——思いやりのある良質で信頼される医療を目指して—— 公立刈田総合病院紹介

市民公開講座

10月16日、仙南信用金庫3階の「しんきんホール」で「第9回市民公開講座（白石市医師会・白石歯科医師会主催）」が開催されました。

今回は、肺炎球菌性肺炎およびワクチンの現状について、当院呼吸器科部長の内山美寧先生が講演を行い、約40名の皆さんが参加しました。

●肺炎球菌とは？

肺炎球菌は、グラム陽性連鎖球菌に属し、糖尿病などの慢性疾患を持っていたり、高齢などで免疫力が低下したりすると、肺炎や気管支炎、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎などを引き起こしたりする細菌です。

●肺炎球菌ワクチンの接種状況

蔵王町は47.3%（県1位）、白石市は29.6%（県3位）、七ヶ宿町は12.2%（県5位）です。

●肺炎球菌ワクチン接種前後の肺炎による入院比較

蔵王町は13%から4%、白石市は10%から3%、七ヶ宿町は6%から2%に、それぞれ減少しています。

●次のような方に肺炎球菌ワクチンの接種をお勧めします

- ・高齢者（特に65歳以上の方）
- ・心臓や呼吸器に慢性疾患のある方
- ・腎不全や肝機能障害のある方
- ・糖尿病の方
- ・脾臓摘出などで脾機能不全のある方など



▲講師の内山美寧先生